

かじや知宏 議員報告



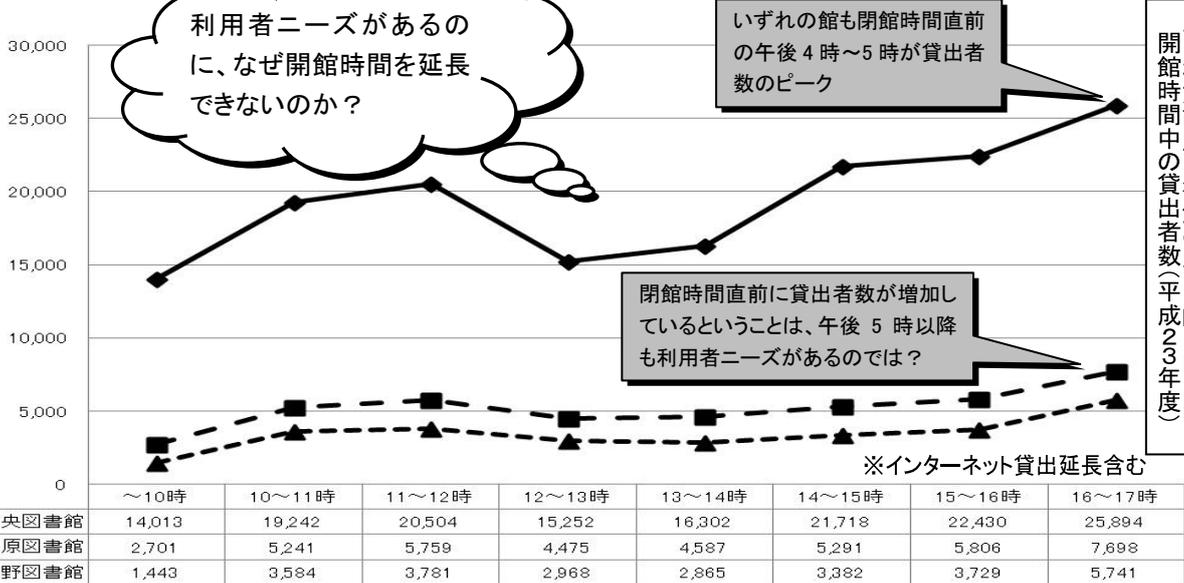
<生年月日>昭和43年9月12日 <年齢>45歳 <出身地>大阪府枚方市 <趣味>読書、スポーツ観戦、神社仏閣巡り <血液型>O型
<経歴>阪保育所→殿山第二小→枚方三中→牧野高→龍谷大→報知新聞社(11年)→枚方市広報課(3年3ヶ月)→行政書士

<市役所>〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 電話072-841-1221代
<自宅>〒573-0171 枚方市北山1-23-57 電話090-3705-9393
Eメール tomohiro@t-kajiya.com

かじや知宏のホームページ
<http://www.t-kajiya.com>

(1)市立図書館の管理・運営について <9月議会一般質問、決算特別委員会質疑>

(※1) 指定管理者制度： 公の施設を地方公共団体の指定する民間事業者やNPOなどに管理・運営させる制度。民間事業者の持つノウハウを公の施設の管理・運営に活用し、住民サービスの向上と管理・運営経費の削減を図ることが可能となる。



主な枚方市立図書館の土・日曜日における開館時間中の貸出者数(平成23年度)

【かじや 質問】 利用状況のデータをもとに、まずは限定的・試行的にでも開館時間の延長を図るべきだと考えます。また、図書館に指定管理者制度(※1)などで民間活力を導入すれば、開館時間の延長も含めサービスの向上と効率的な運営が可能と考えますが、見解をお聞かせください。

【社会教育課長 答弁】 利用状況に即した見直しはサービス向上のため必要と考えていますので、他の課題の進捗状況も踏まえつつ、その時期を慎重に見定めていきます。また、図書館の効率的・効果的な管理運営については、市民サービスの向上と管理運営経費の削減を図るという観点から、様々な手法について検討していきます。

<次のページに続く>

税金の流れの透明化 ムダの排除 既得権の見直し

市民の手に税金と政治を取り戻します!!

今回の議員報告は、9月議会(一般質問と決算特別委員会質疑)で私が質問した項目を取り上げ、その要旨や私の考え方について掲載しています。なお、各質問等の詳細については「かじや知宏のホームページ」に掲載していますのでご覧ください。

この議員報告は、市政調査の目的で発行しています。枚方市政に関するご意見・ご提言・ご感想がございましたら、お気軽にお寄せください。皆さまから頂戴したご意見等は、今後の議員活動に生かしていきます。



開館時間の延長など市民ニーズに沿ったサービス展開を サービス向上と効率的な運営を目指し民間活力を導入すべき

図書館の管理・運営において、行政が得意とする分野もあれば、民間が得意とする分野もあります。多様化する市民ニーズを的確に捉え、利用者の視点に立ったサービスの提供を効率的・効果的に行うのは民間の得意とする分野です。

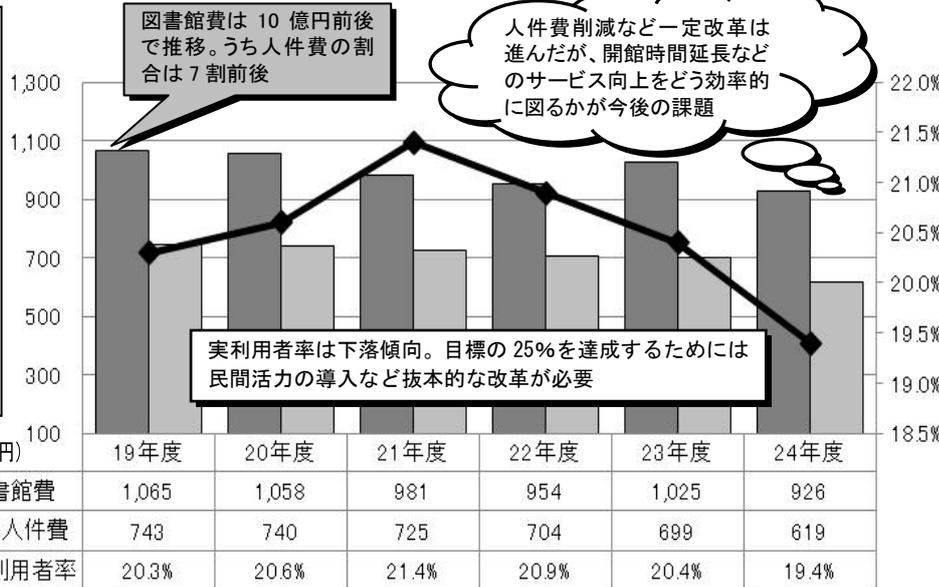
例えば、佐賀県の武雄市図書館（※2）では、大手レンタル・販売業者を指定管理者としたことで、大型書店のコンセプトの導入や、開館日の拡大、開館時間の延長が可能となり、1日平均の来館者が約3倍にも増えるなど、利用者の大幅な増加と市民満足度の向上に繋がっています。

一方、枚方市では、図書館の実利用者率が24年度で19.4%と近年下落傾向にあるにも関わらず、開館時間の延長などの市民サービスの向上については、人件費の増加に繋がるなどの課題があり、いまだ具

体的な方針が出ていません。年間約10億円も費用を掛けて、利用者が全市民の20%を切る現状は、抜本的な改革が必要な深刻な状況です。いくら社会教育施設とって崇高な理念を掲げていても、市民に利用してもらえない施設には存在価値がありません。

枚方市立図書館第2次グランドビジョンでは、27年度までに実利用者率25%を達成するという目標を掲げています。もし、その目標が達成できなかった場合は、現在の直営での図書館の管理・運営の手法がすでに限界にきているとも判断できます。枚方市の図書館が、サービスを提供する側の理屈や論理でなく、利用者の視点に立った施設となるよう、民間活力の導入によるサービスの向上と効果的・効率的な管理・運営について、今後も粘り強く提言していきます。

枚方市立図書館費と実利用者率の推移



（※2）武雄市図書館… 大手レンタル・販売チェーン「TSUTAYA」の運営会社を指定管理者とした、今、話題の図書館。東京・代官山の「蔦屋書店」のコンセプトを取り入れ、20万冊の開架をはじめ雑誌・文具の販売、映画・音楽の充実、iPadを活用した検索サービス、カフェ・ダイニング（スターバックス）の設置、Tカード・Tポイントの導入、開館時間の拡大（365日午前9時～午後9時の開館）、民間のノウハウを活用した品揃えやサービス（空間デザイン、書籍分類法、自動貸出機など）を導入することで、これまでの公共図書館の概念を覆す、新たな市民価値の創出を可能とした。また、行政が直営で同程度のサービスを提供した場合の想定額2億1000万円に比べ、実際の指定管理料は1億1000万円で、大幅なコスト削減も実現している。

＝9月議会の一般質問及び決算特別委員会では以下の項目についても質問・提言を行いました＝

＜一般質問＞ 選挙期間中におけるウェブサイトの活用について、（仮称）枚方市市民まちづくり基本条例について、職員の不祥事について

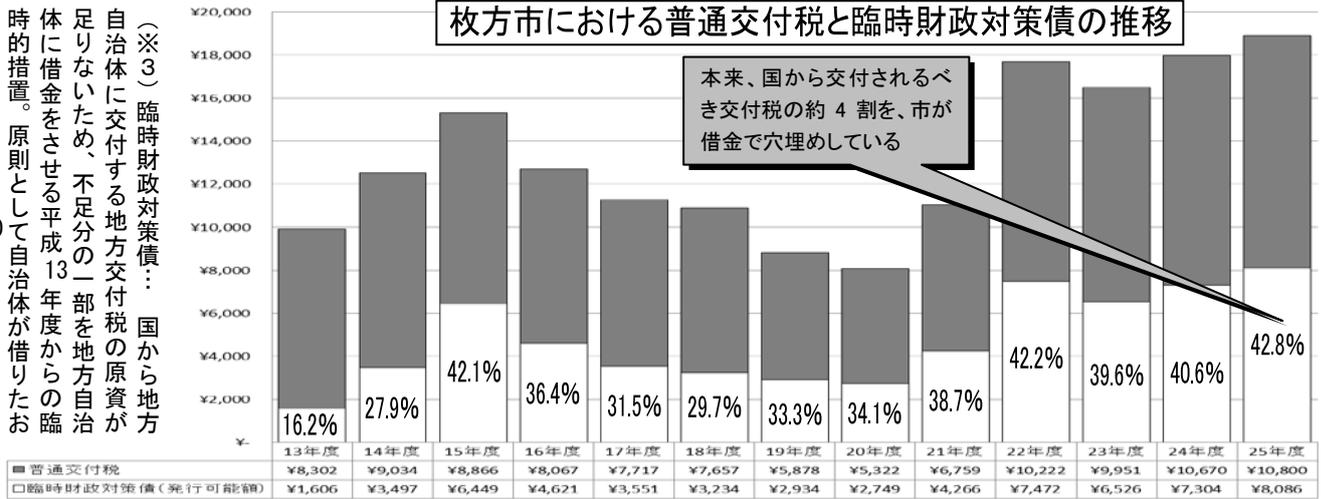
＜決算特別委員会＞ 審議会について、ホームページ情報発信推進事業経費について、研修費について、校区コミュニティ活動補助金について、多重債務相談事業費について、北河内地域労働者福祉協議会負担金について、勤労市民会活動経費について、通学区域の弾力的運用について、在日外国人教育補助金について、成人祭実施経費について、病児保育経費について、成年後見支援事業費について、住宅用太陽光発電システム導入促進事業について、医療費のお知らせについて

※各質問内容の詳細につきましては、かじや知宏のホームページに掲載しています

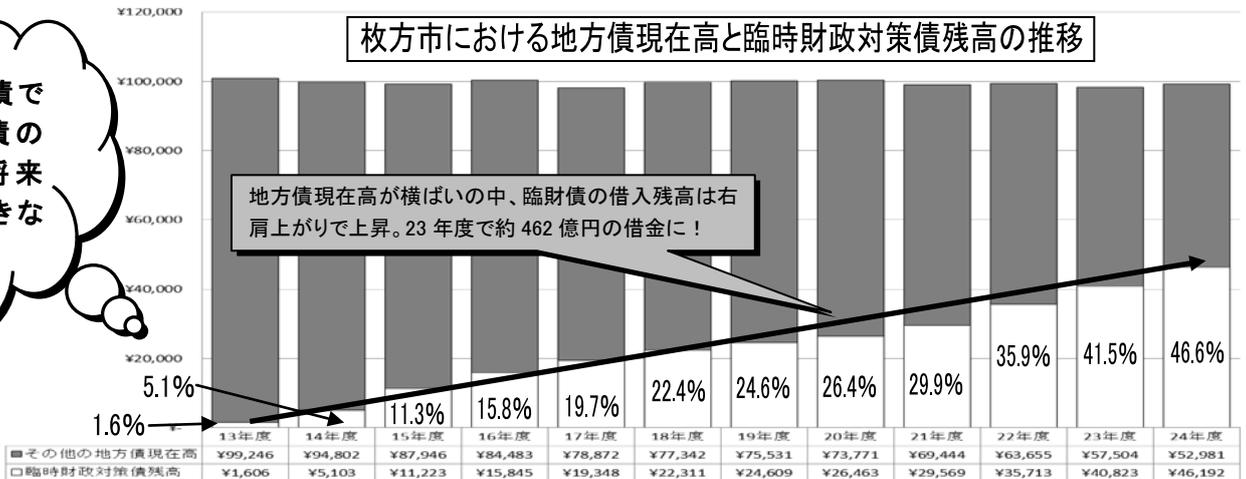
(2) 普通交付税と臨時財政対策債について <決算特別委員会質疑>

(※3) 臨時財政対策債：国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体に借金をさせる平成13年度からの臨時的措置。原則として自治体が借りたお金は、後年に国から20年償還で地方交付税に算入されることとなっているが、あくまでも地方自治体の責任において行う借金である。

枚方市における普通交付税と臨時財政対策債の推移



枚方市における地方債現在高と臨時財政対策債残高の推移



赤字地方債である臨財債の増加は、将来世代の大きな負担に！

地方債現在高が横ばいの中、臨財債の借入残高は右肩上がりです。23年度で約462億円の借入に！

国の財源不足を市が借金で穴埋めする問題のある制度 将来世代の負担増に繋がる臨時財政対策債の抑制を

枚方市では、24年度で普通交付税と臨時財政対策債（臨財債、※3）のうち、臨財債が占める割合が約4割にもなっています。国の財政事情で交付税を全額支払うことができず、4割ものお金をとりあえず市に借金で肩代わりさせることも問題ですが、さらに問題があるのは国が後から面倒を見るといっている償還費用についてです。償還費用は、後年度に交付税で措置をされるのですが、計算上、臨財債の償還費用についても、全て交付税により措置されているのではなく、その4割程度は臨財債によって措置されていることになり、借金の返済費用を新たな借金により賄うという、雪だるま式に借金が膨らんでいく問題のある制度です。

実際に地方債残高全体に占める臨財債の割合が年々増加しており、24年度では半分近くが臨財債と

なっています。インフラ整備などに充てる他の地方債は、道路や公共施設などが市民の資産として残り、将来世代も一定恩恵を受けますが、臨財債は使途に制限がなく、財源不足を補うための赤字地方債であり、その増加は将来世代の負担増に繋がります。

また、今年度に国が要請している職員給与削減を前提とした交付税削減の動きを見ても、今後その時々国の政策により地方交付税の総額が左右されるという懸念があります。臨財債の償還費用ついて、今後も国が面倒を見てくれるのか非常に不透明な状況です。自治体の責任と判断で発行している以上、最終的には自治体が負担を背負わなければならない事態も十分想定されます。もし、今後も臨財債の制度が継続されるのであれば、市として慎重に検討を行い、発行の抑制に努めるよう提言しました。

(3)市長の政治倫理条例について <9月議会一般質問>

現状と課題

- 職員に対しては、利害関係者から「金銭及び有価証券を受け取る行為」や「供応及び接待を受け取る行為」などの禁止行為が倫理条例で規定されている
- 市長に対しては、職員と同様の禁止行為が倫理条例に規定されていない
- 枚方市は来年4月に中核市となり、市長の持つ許認可権が大きく増加する
- 職員の不祥事がここ数年相次いで発生している
- 市長の政治倫理条例を制定する自治体が増加している

- 中核市として市の権限が拡大する中、市長の倫理保持に関する基準を具体的に定める必要がある
- 職員の不祥事が多発する中、組織のトップである市長が自らに厳しい姿勢を示す必要がある

枚方市でも市長の政治倫理条例の制定が必要



市長に対しても利害関係者からの金銭授受などを禁止すべき 市長の禁止行為を盛り込んだ政治倫理条例の制定を

本市の倫理条例は、職務の執行に対し支障となる事象の防止を図るとともに、倫理保持に関する基準を定めることを目的に制定されました。しかし、職員に対しては「利害関係者からの接待や金銭の授受」などの禁止行為が規定されているのにも関わらず、市長に対しては禁止行為の規定がありません。

現在、市長の政治倫理条例を制定している自治体は数多くあり、中には市長の後援団体にまで禁止行為の適用が及んでいる例もあります。枚方市は来年

度に中核市となり、許認可等の権限が増えることから、市長の政治倫理条例の必要性がより増してきます。また、職員の不祥事が多発している中、市役所の規律を保つためにも、組織のトップである市長自らその職務に対して不正の疑いが持たれる行為を条例で具体的に禁止することが、市政に対する市民の信頼を高めることにも繋がると考えます。今回、市長からは条例制定に前向きな答弁は得られませんが、今後も必要性について訴えていきます。

市政報告会を開催します（参加費：無料）座談会形式の会です。お気軽にご参加ください

11月29日（金）午後7時～9時 会場：サンプラザ生涯学習市民センター

（枚方市駅東口サンプラザ3号館5階）

12月3日（火）午後7時～9時 会場：牧野生涯学習市民センター（宇山町4-5）

※参加をご希望される方は、会場及び資料等の準備の都合がございますので、お手数ですが必ず事前にメールまたは電話にてご予約をお願いします。



朝の駅前で報告活動を行っています ~480回継続中~

私の活動の詳細についてはホームページをご覧ください

詳しくは

ともひろ

で

Twitter

Facebook